

# 笑顔あふれる十符のまち

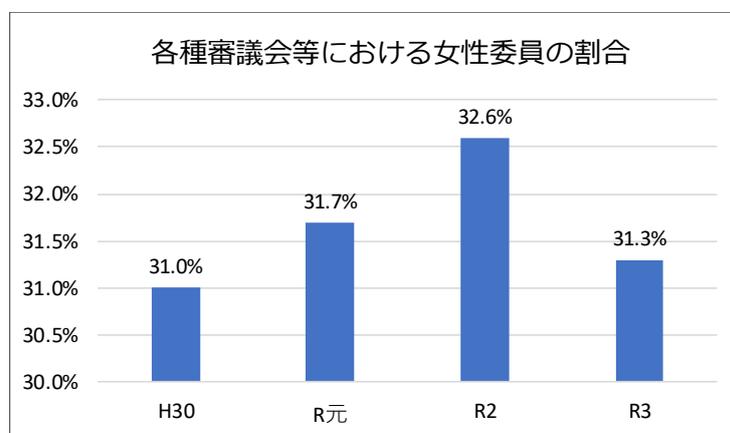
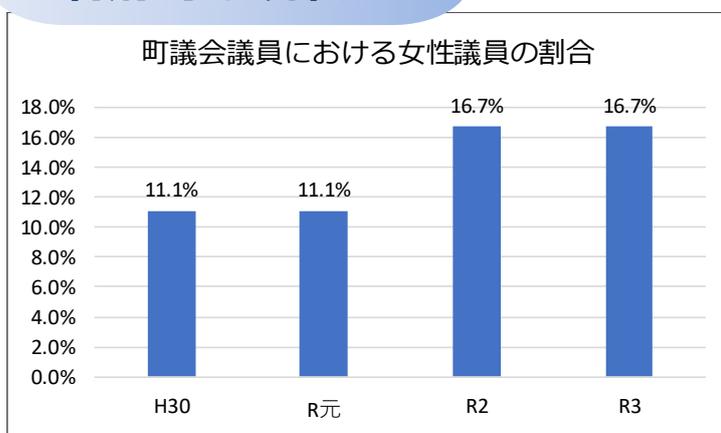
## ～第4次利府町男女共同参画基本計画～

【計画期間：令和5年度～9年度】

### 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

### 利府町の現状



### 基本理念

- 1 すべての人の人権の尊重
- 2 男女共同参画の視点に立った制度又は慣行の見直し
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

### 計画策定の趣旨

すべての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受すること。

また、すべての人の人権が尊重され、共に支え合いながら、性別に関係なく多様な生き方を選択でき、地域社会、家庭、学校、職場などあらゆる場でその能力を発揮して、みんなが笑顔で暮らしていくことのできるまちになることを目指すため、男女共同参画の理念及び推進の必要性を広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進するため「第4次利府町男女共同参画基本計画」を策定しました。

## 計画の位置づけ

- 1 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 3 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」として位置づけます。
- 4 「利府町総合計画」及び「利府町次世代育成支援・利府町女性活躍推進特定事業主行動計画」など、関連する個別計画との整合性を図り策定した計画です。
- 5 国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに県の「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」との調和を考慮し、策定した計画です。

## 計画の体系

本町における男女共同参画社会の実現に向けた施策をより分かりやすくするため、地域社会、家庭生活、学校教育（保育）、職場、防災の分野に分け、これらの分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、具体的な施策を示しました。

## 男女共同参画の推進に関する施策

### ▶ 基本目標 1

#### 地域社会における男女共同参画の実現

##### 1 政策・方針決定過程への女性参画の促進

- (1) 審議会等委員及び本町職員の管理職等への女性登用の推進
- (2) 女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供
- (3) 女性リーダーの育成

##### 2 男女共同参画社会に向けた意識啓発

- (1) 男女共同参画に関する普及啓発
- (2) 町職員等の男女共同参画に関する理解の推進
- (3) 人権及び男女共同参画に関する相談体制の推進及び関係機関との連携強化

##### 3 あらゆるハラスメントの根絶

- (1) あらゆるハラスメントを根絶し、発生を防ぐための意識啓発
- (2) 性犯罪など被害者等の相談対応及び関係機関との連携強化

##### 4 地域活動における男女共同参画の促進

- (1) 地域活動への参画促進と支援及び情報提供



## ▶ 基本目標 2

### 家庭生活における男女共同参画の実現

#### 1 共に築く家庭生活のための意識啓発

- (1) 互いに支え合う家庭生活に関する意識啓発
- (2) 男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供

#### 2 育児及び介護に関する社会的支援の充実

- (1) 育児及び介護に関する情報提供並びに相談・支援体制の整備

#### 3 生涯にわたる心と体の健康づくりへの支援

- (1) 生涯を通じた健康の保持・増進の支援及び相談体制の充実
- (2) 妊娠・出産期における母子の健康の確保の推進
- (3) 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着



## ▶ 基本目標 3

### 幼児教育及び学校教育における男女共同参画の促進

#### 1 男女共同参画に関する理解の促進

- (1) 人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した指導及び学校運営
- (2) 人とのかかわりを重視した学習及び相談体制の充実
- (3) 教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進

#### 2 キャリア教育の推進

- (1) キャリア形成のための支援

#### 3 健康のための教育の推進

- (1) 児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実



## ▶ 基本目標 4

### 職場における女性活躍の推進

#### 1 職場における女性参画の促進

- (1) ポジティブ・アクションの普及啓発
- (2) 労働相談・情報提供体制の充実
- (3) 教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進

#### 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- (1) 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発
- (2) 仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及促進
- (3) 育児・介護休業制度の普及啓発及び育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進

#### 3 農林漁業、自営業における女性の積極的経営参画の促進

- (1) 女性の経営参画を促進するための意識啓発及び支援
- (2) 家族経営協定の普及・促進及び労働条件に関する意識啓発



## ▶ 基本目標 5 防災における男女共同参画の推進



- 1 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進
  - (1) 防災会議等へ女性登用の促進
  - (2) 防災関係機関・団体との連携及び取組の強化
- 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進
  - (1) 防災意識の普及啓発

### 計画の目標指標

| 項 目    |                           | 現状値          | 目標値<br>(令和9年度) |
|--------|---------------------------|--------------|----------------|
| 基本目標 1 | 審議会等委員における女性の割合           | 31.3%        | 40.0%          |
|        | 男女共同参画の取組が推進されていると思う町民の割合 | 21.8%        | 35.0%          |
| 基本目標 2 | 保育所待機児童数                  | 0人           | 0人             |
|        | 特定健診受診率                   | 51.2%        | 60.0%          |
| 基本目標 3 | 小・中学校のPTA会長の男女比           | 男 女<br>2 : 7 | 男 女<br>4 : 5   |
|        | 小・中学校PTA本部役員における男性の割合     | 11.0%        | 30.0%          |
| 基本目標 4 | 町職員における男性育児休業取得率          | 50.0%        | 60.0%          |
|        | 小規模（小商い）女性経営者数            | 12人          | 22人            |
| 基本目標 5 | 地域防災リーダーにおける女性の割合         | 26.0%        | 30.0%          |
|        | 女性消防団員数                   | 2人           | 4人             |

#### 第4次利府町男女共同参画基本計画【概要版】

策 定 令和5年4月

発 行 利府町

編 集 町民生活部 生活環境課